

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第8号

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和38年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定医療施設等) 第1条の3 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第6項の規定により厚生労働大臣の指定した独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）<u>第4条第1項に規定する国立高度専門医療研究センター</u>の設置する医療機関</p> <p>(4)～(13) 略</p> <p>(貸付けの申込み) 第3条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) その他知事が必要と認める書類</u></p>	<p>(特定医療施設等) 第1条の3 条例第3条第1項に規定する規則で定める医療施設等は、県内の次に掲げる施設等とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第6項の規定により厚生労働大臣の指定した<u>国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構</u>の設置する医療機関</p> <p>(4)～(13) 略</p> <p>(貸付けの申込み) 第3条 条例第5条第1項の規定により修学資金の貸付けを申し込もうとする者は、修学資金貸付申込書に次に掲げる書類を添えて、知事に申し込まなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

#### 附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。